

平成27年3月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成27年3月20日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成27年3月20日(金)午後3時00分
- 3 閉会日時 平成27年3月20日(金)午後4時50分
- 4 出席委員(15名)

1番 古里 厚子 委員	2番 金沢 幸弘 委員
3番 小野寺 邦男 委員	4番 田中 誠 委員
5番 高館 孝 委員	6番 四木 俊一 委員
7番 久田 伸一 委員	8番 木村 喜和 委員
9番 吉田 勝 委員	10番 三浦 英雄 委員
11番 山内 松次郎 委員	12番 新山 秀男 委員
13番 斎藤 正 委員	14番 渡辺 耕一 委員
15番 金淵 盛一 委員	
- 5 欠席委員(0名)
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第28号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について
議案第29号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第30号 特定農地貸付承認について
県議案
議案第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 7 会議録署名委員
9番 吉田 勝 委員 10番 三浦 英雄 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局次長 佐藤 一也 事務局主査 吉本 平
- 9 書 記
事務局主査 吉本 平

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成27年3月6日告示招集いたしました平成27年3月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、私より説明いたします。

資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成27年3月6日告示招集されました平成27年3月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、ありません。

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

9番吉田勝委員、10番三浦英雄委員を指名します。

参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には吉本主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第28号
において、4番田中誠委員、14番渡辺耕一委員が該当しますので、議案審議前に退席
することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第30号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 報告第30号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明い
たします。
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を
受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第30号を報告済みといたします。

次に報告第31号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 報告第31号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いた
します。
農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知
書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第31号を報告済みといたします。

つづいて、議案第28号を上程する前に、4番田中誠委員、14番渡辺耕一委員は、会議規則第11条に抵触しますので、退席します。

(田中委員、渡辺委員退室)

議案第28号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 議案第28号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。

農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

11番 現地調査は、私他3名で行いました。

山内委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。

以上報告致します。

議 長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第28号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議案第28号の審議が終了しましたので、田中委員、渡辺委員の入室を求めます。
(田中委員、渡辺委員入室)

つづいて、議案第29号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 議案第29号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画(案)を別紙のとおり作成したので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるように要請することの承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第29号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第29号は原案のとおり要請することに決定いたしました。

つづいて、議案第30号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局次長 議案第30号「特定農地貸付け承認について」ご説明いたします。
六戸町長から特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項(特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項)の規定に基づき、特定農地貸付けについて申請があったので、これを行うことの承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第30号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第30号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

つづいて、県議案第8号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。事務局の説明を求めます。

事務局次長 県議案第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」
ご説明いたします。
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、
県知事に送付するため意見を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりました。
それでは、委員の皆様が現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より
報告をお願いします。

1番 古里委員 現地確認の結果について報告します。
2班の4人で申請地を確認しました。
申請地は現況が畑であり、北側に34,000㎡、南に約10万㎡、農道を介した西には29,000
㎡の畑があります。
10万㎡を超える一団の農地にあることから、第1種農地の要件を満たしていると思な
れます。
また、周辺に公共施設等がなく、第2種・第3種農地の構成要件を満たしていないため、
第1種農地であると認められます。
よって、今回のソーラーパネルの申請は不許可相当であると考えられます。
審議の程をよろしくお願い致します。
以上で報告を終わります。

議 長 事務局及び代表委員による報告が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

7番 所有権移転ということですが、これは売買とか、どこの部分まで所有権移転するという
久田委員 ことなんでしょうか。

吉本主査 今回の土地全ての所有権が _____ に移動するということになります。

7番 そうなると、土地の売買によって移転するということでしょうか。貸してやるという形
久田委員 なんでしょうか。

吉本主査 土地の売買を伴う移転になります。

7番 わかりました。
久田委員

議 長 他にありませんか。

3番 いま、現場を見た委員から説明があったように、周りの現状が畑で耕作しているという
小野寺委員 ことを考えると、不許可相当であるという風に私は考えます。

7番 とりあえず1種農地ということで、六戸にもいっぱい1種農地があるわけですけど、こ
久田委員 こを許可するということになると、よそにも出てきた場合いろんな形で許可しなければ
ならない、そういうことを考えると、農地法を維持する中で1種農地であるということ
で不許可という風な形が相当であると考えますけれども。
以上です。

議 長 他にありませんか。
質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
それでは県議案第8号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は不許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって県議案第8号は不許可相当とすることに決定いたしました。
以上をもちまして、六戸町農業委員会3月総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時45分 】